

2022年版「税務手帳」追録

(令和4年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

● 令和 4 年度税制改正	
① 法人税	1
② 所得税	15
③ 相続税・贈与税	24
④ 消費税その他	26
⑤ 納税環境整備	28
● 都道府県別健康保険料率	30

● 令和4年度税制改正

① 法人税

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4.4.1から令和6.3.31までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

(注1) 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限る。適用があるものとする。

(注2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給があ

る雇用者で一定のものをいう) に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較給与等支給額」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。

(2) 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。

① 雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。

② 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

(3) 大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)を適用できないこととする措置について、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上(令和4.4.1から令和5.3.31までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上)であること(現行:継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること)とする。

2. オープンイノベーション促進税制の拡充

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設

立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間を15年未満（現行：10年未満）とする。

- (2) 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得の日から3年（現行：5年）とする。

3. 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設

- (1) 青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者であるものが、みどりの食料システム法の施行の日から令和6.3.31までの間（以下、(2)において指定期間という）に、環境負荷低減事業活動用資産の取得等をして、その法人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）の特別償却ができることとする。
- (2) 青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けたものが、指定期間の間に、基盤確立事業用資産の取得等をして、その法人の一定の基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）の特別償却ができることとする。

4. 地方活性化等への対応

- (1) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度及び地方活力向上地域等にお

いて雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる。

- ① 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年（現行：2年）を経過する日までの間に、取得等をして、事業の用に供した特定建物等を対象とする。

ロ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）以外の法人の取得価額要件を2,500万円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げる。

- ② 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

イ 「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」との要件を廃止する。

ロ 対象雇用者の範囲に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者を加える。

ハ 対象雇用者の範囲から、有期雇用又はパートタイムである転勤者を除外する。

- ③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定要件について、関係法令の改正を前提に、一定の見直しを行う。

- ④ 雇用促進計画の提出期限を、地方活力向上地域等特定

業務施設整備計画の認定の日から3月以内（現行：2月以内）とする他所要の整備を行う。

- (2) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- ① 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準について、一定の見直しを行う。
- ② 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすもののうち、3.6GHz超4.1GHz以下、4.5GHz超4.6GHz以下、27GHz超28.2GHz以下又は29.1GHz超29.5GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の要件について、一定の見直しを行う。
- ③ 税額控除率を次のとおり見直す。

イ 令和4.4.1から令和5.3.31までの間に事業の用に供したものの15%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、9%）

ロ 令和5.4.1から令和6.3.31までの間に事業の用に供したものの9%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局の無線設備については、5%）

ハ 令和6.4.1から令和7.3.31までの間に事業の用に供したものの3%

- (3) 青色申告書を提出する法人で認定輸出事業者であるものが、農林水産物・食品輸出促進法改正法の施行の日から令和6.3.31までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）

の割増償却ができることとする。

5. 交際費等の損金不算入制度

適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

6. 資本金等の額の見直し

資本の払戻しを行った場合の減資資本金額又は出資等減少分配を行った場合の分配資本金額について、次のとおり見直しが行われた。

- (1) その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等減少額を限度とすることとされた。
- (2) 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合の減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類株式の種類資本金額を基礎として計算することとされた。

(注) 令和4.4.1以後に資本の払戻し等を行う場合について適用。

7. 所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等

資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合のみなし配当等の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等又は分配対応資本金額について、次のとおり見直しが行われた。

- (1) その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等減少額を限度とすることとされた。
- (2) 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるのみなし配当等の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しに係る各種類株式の種類資

本金額を基礎として計算することとされた。

(注) 令和4.4.1以後に資本の払戻し等を行う場合について適用。

8. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し
対象資産（使用可能期間が1年未満であるものを除く）から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した減価償却資産が除外された。

(注) 令和4.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用。

9. 一括償却資産の損金算入制度の見直し

対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した減価償却資産が除外された。

(注) 令和4.4.1以後に取得等をする減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした減価償却資産については、従来どおり適用。

10. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した減価償却資産が除外された。

本制度の適用対象となる中小企業者等から通算法人が除外された。

(注) 令和4.4.1以後に取得等をする少額減価償却資産について適用され、同日前に取得等をした少額減価償却資産については、従来どおり適用。また、適用期限が令和6.3.31まで2年延長。

11. グループ通算制度の見直し

- (1) 投資簿価修正制度について、通算子法人の離脱時にその通算子法人の株式を有する各通算法人が、その株式（子法人株式）に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存している場合には、離脱時に子法人株式の帳簿価額とされるその通算子法人の簿価純資産価額にその資産調整勘定等対応金額を加算することができる措置を講ずる（法令119の3⑥～⑧等）。
- (2) 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産から除外される資産から帳簿価額 1,000 万円未満の営業権を除外する（法令131の17③二・三等）。
- (3) 益金不算入及び損金不算入の対象となる通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として各通算法人間で授受される金額を除外する（法法26④等）。
- (4) 共同事業性がない場合等の通算法人の欠損金額の切捨て、共同事業性がない場合等の損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の適用除外となる要件のうち支配関係 5 年継続要件について、次の見直しを行う（法令112の2③二等）。
 - ① 通算承認日の 5 年前の日後に設立された通算親法人についての要件の判定は、他の通算法人のうち最後に支配関係を有することとなった日（現行：設立日）の最も早いものとの間で行うものとする。
 - ② 要件の判定を行う通算法人等が通算承認日の 5 年前の日後に設立された法人である場合の支配関係 5 年継続要件の特例について、見直しを行う。

- (5) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における欠損金の通算の特例について、各通算法人の控除上限に加算する非特定超過控除対象額の配賦は、非特定欠損控除前所得金額から本特例を適用しないものとした場合に損金算入されることとなるその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金相当額を控除した金額（現行：非特定欠損控除前所得金額）の比によることとする等の見直しを行う（措法66の11の4③④六・七等）。
- (6) 通算法人又はその通算法人の適用年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次の①から③までの法人又は受託法人に該当する場合は、その通算法人及び他の通算法人の全ての法人が定額控除限度額の特例を適用できないこととされた（措法61の4②二等）。
- ① その適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - ② その適用年度終了の日において、大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ③ その適用年度終了の日において、普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（②に掲げる普通法人を除く）
- (7) 通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額の計算上、通算対象外欠損金額から控除する金額が、通算対象外欠損金額のうち災害損失欠損金額の繰戻しにより還付を受ける金額の計算の基礎とするものとされる等の所要の整備が行わ

れた。

12. 不正行為等に係る費用等

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額（資産の取得に直接に要した一定の額を除く）、費用の額及び損失の額は、その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類によりその原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合等の一定の場合に該当するその原価の額、費用の額又は損失の額を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされた。

(注) 令和5.1.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用。

13. 外国税額の控除

通算制度における外国税額控除制度について、次の見直しが行われた。

- (1) 適用事業年度の当初申告税額控除額を税額控除額とみなす措置を適用しないことによってその適用事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなすこととされた。
- (2) 対象事業年度（以下の(4)の説明が行われた日の属するも

のに限る)の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が以下の(4)の説明の内容と異なる場合には、その対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないこととされた。

- (3) 対象事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないことによってその対象事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類に税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすこととされた。
- (4) 法人税に関する調査を行った結果、通算法人(通算法人であった内国法人を含む)の各事業年度(確定申告書の提出期限が到来していないものに限る)において税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁等の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容(その措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む)を説明するものとされた。
- (5) 質問検査等を行った通算法人について税務代理人がある場合において、その通算法人の同意があるときは、通算法人への上記(4)説明に代えて、税務代理人へ説明を行うことができることとされた。

(注) 令和4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税に

ついて適用。

14. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置の見直し

- (1) 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定において、子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」という）終了の日の翌日から対象配当等の額を受ける直前の時までの期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合に、その翌日からその対象配当等を受ける時までの期間内に受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその翌日以後であるときは、対象配当等を受ける直前の子法人の利益剰余金の額から直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額等を証する書類の保存を要件として、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中に増加した利益剰余金の額として計算した金額を加算することができることとされた。

また、その加算を行った場合には、特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額についても、同様に期中に増加した利益剰余金の額として計算した金額を加算することとされた。

- (2) 適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた本制度の回避を防止するための措置等について、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととされた。

- ① 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子法人との間にその子法人による特定支配関係があった法人（以下「孫法人等」という）の全てがその設立の時からその基準時（その基準時前に特定支配関係を有しなくなった孫法人等）にあっては、最後に特定支配関係を有しな

くなった時の直前をいう)まで継続してその子法人との間にその子法人による特定支配関係がある法人(以下①において「継続関係法人」という)である場合(その子法人又はその孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く)

② 次のいずれにも該当する場合

イ その親法人と孫法人との間に、その孫法人の設立の時からその孫法人から子法人に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人による特定支配関係がある場合

ロ その基準時以前10年以内にその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係があった法人(以下「ひ孫法人等」という)の全てがその設立の時からその基準時(その基準時前に特定支配関係を有しなくなったひ孫法人等にあつては、最後に特定支配関係を有しなくなった時の直前をいう)まで継続してその孫法人との間にその孫法人による特定支配関係がある法人(以下ロにおいて「継続関係法人」という)である場合(その孫法人又はそのひ孫法人等を合併法人とする合併で、継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く)

(注1) 令和2.4.1以後に開始した事業年度において受ける対象配当等の額について適用。

(注2) 今回の改正については、過去に遡って適用される。既に行った申告に次の誤りがあると認められることとなった場合には、更正の請求の手続により更正を求めることができる(通法23)。

(1) 納付すべき税額が過大となったこと

(2) 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む）

(3) 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む）

（注）更正の請求には、請求の理由の基礎となる事実を証明する書類の添付が必要。

15. 対象純支払利子等に係る課税の特例

外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額が本制度の適用対象に追加された。

(1) 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得

(2) 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得

（注）令和4.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用。

② 所得税

1. 必要経費

その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超えるものが、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があったことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額（資産の取得に直接に要した一定の額を除く。以下「売上原価の額」という）及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、一定の場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととされた。

（注） 令和5年分以後の所得税について適用。

2. 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例

一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされた。

- (1) 完全子法人株式等に該当する株式等（当該内国法人が自己の名義をもって有するものに限る）に係る配当等
- (2) 当該内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合にお

ける当該他の内国法人の株式等に係る配当等

(注) 令和5.10.1以後に支払を受けるべき配当等について適用。

3. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるものが、総合課税の対象とされた。

(注) 令和5.10.1以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について適用。

4. 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る）に買い取られる場合について、その農用地が同法に規定する地域計画の区域内にある場合に限定された。

(注) 土地等が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に買い取られる場合について適用。

5. 特定の居住用財産の買換え（交換）の場合の長期譲渡所得の課税の特例

買換資産が令和6.1.1以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のもを除く）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日

以降のものである場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えた上、適用期限が令和5.12.31まで2年延長された。

(注) 令和4.1.1以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用。

6. 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例

適用対象から集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、当該交換分合により土地等を取得した場合が除外された。

(注) 令和4.4.1以後の土地等の譲渡について適用。

7. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

適用期限を令和7.12.31まで4年延長するとともに、次の措置が講じられた。

(1) 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

① ②以外の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合(既存住宅の取得(買取再販住宅の取得を除く)又は住宅の増改築等)における借入限

度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とする。

② 認定住宅等の場合

	居住年	借入 限度額	控除率	控除 期間
認定住宅	令和4・ 5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6・ 7年	4,500万円		
特定エネルギー消費性能向上住宅	令和4・ 5年	4,500万円		
	令和6・ 7年	3,500万円		
エネルギー消費性能向上住宅	令和4・ 5年	4,000万円		
	令和6・ 7年	3,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、上記の「特定エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋をいい、上記の「エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋をいう。

(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合の金額

等であり、住宅の取得等が認定住宅等である既存住宅の取得（買取再販認定住宅等の取得を除く）である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とする。

- (2) 適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げる。
- (3) 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で令和5.12.31以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことがないものの取得についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。
- (4) 令和6.1.1以後にその居住の用に供する家屋のうち、エネルギー消費性能向上住宅に該当するもの以外のものとして一定のものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことがないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。
- (5) 適用対象となる既存住宅の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するものであることに一本化する。
- (6) 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

（注）上記(2)及び(5)の改正は、住宅の取得等をして令和4.1.1以後に居住の用に供する場合に適用。

8. 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書

- (1) 令和5.1.1以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という）を記載した申請書（以下「適用申請書」という）の提出（当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法による適用申請書に記載すべき事項の提供を含む）をしなければならないこととされた。
- (2) 適用申請書の提出を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後10年内の各年の10月31日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年1月31日）までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、当該債権者の本店等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされた。

9. 給付金等の非課税

児童扶養手当の支給を受ける者等に対して都道府県等が行う金銭の貸付けに係る債務の免除を受けた場合の当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととされた。

10. 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

適用期限を令和5.12.31まで2年延長するとともに、令和4年及び令和5年に住宅耐震改修をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が次のとおりとさ

れた。

工事完了年	控除対象限度額	控除率
令和4年・5年	250万円	10%

(注) 令和4.1.1以後に住宅耐震改修をする場合について適用。

11. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

適用期限を令和5.12.31まで2年延長するとともに、次の措置が講じられた。

- (1) 特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和4年・5年	高齢者等居住改修工事等	200万円	10%
	一般断熱改修工事等	250万円 (350万円)	
	多世帯同居改修工事等	250万円	
	対象住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等	250万円 (350万円)	
	対象住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等	500万円 (600万円)	

(注1) カッコ内の金額は、一般断熱改修工事等と併せて

太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額である。

(注2) 特定の改修工事をして、令和4.1.1以後に自己の居住の用に供する場合について適用。

- (2) 個人が、当該個人の所有する居住用家屋について上欄の住宅耐震改修又は上記(1)の対象工事をして、当該家屋を令和4.1.1から令和5.12.31までの間にその者の居住の用に供した場合（その工事の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る）には、一定の要件の下で、当該個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（当該住宅耐震改修又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（以下「標準的費用合計額」という）と1,000万円から当該標準的費用合計額（当該標準的費用合計額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%に相当する金額を控除する。

- ① 当該住宅耐震改修又は対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限る）の合計額
- ② 当該住宅耐震改修又は対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

(注) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、住宅耐震改修又は対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該住宅耐震改修又は対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の金額を控除した後の金額）をいう。

12. 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除

適用期限を令和5.12.31まで2年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の対象住宅，標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率が次のとおりとされた。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4年 ・5年	認定住宅 特定エネルギー消費性能向上住宅	650万円	10%

(注) 認定住宅等の新築等をして、令和4.1.1以後に自己の居住の用に供する場合について適用。

③ 相続税・贈与税

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

- (1) 適用期限（令和3.12.31）を令和5.12.31まで2年延長する。
- (2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - ① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋1,000万円
 - ② 上記以外の住宅用家屋500万円
- (3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57.1.1以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす）であることを加える。
- (4) 受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。

（注1） 上記（(2)を除く）の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とする。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とする。

（注2） 上記の改正は、令和4.1.1（上記(4)の改正については、同4.4.1）以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長する。

4 消費税その他

1. 適格請求書等保存方式に係る見直し

- (1) 適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。
 - ① 免税事業者が令和5.10.1から令和11.9.30までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けられる場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。
 - ② 上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5.10.1の属する課税期間中である者を除く）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。
 - ③ 特定国外事業者（事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者をいう）以外の者であって納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を拒否することができることとし、登録を受けている当該事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとする。
 - ④ 事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとする。
 - ⑤ その他適格請求書発行事業者の登録に係る所要の措置を講ずる。
- (2) 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが

他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。

- (3) 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとする。
- (4) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。
- (5) 公売等により課税資産の譲渡等を行う事業者が適格請求書発行事業者である場合には、公売等の執行機関はその事業者に代わって適格請求書等を交付することができることとする。
- (6) 課税仕入れ等に係る特定収入について仕入税額控除の制限を受ける事業者が、その特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合について、法令又は交付要綱等により国等にその用途を報告すべきこととされる文書等においてその課税仕入れに係る支払対価の額を明らかにしている場合には、その特定収入のあった課税期間の課税売上割合等に応じその課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算した金額を、その明らかにした課税期間の課税仕入れ等の税額に加算できることとする。
- (7) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記(2)から(7)までの改正は、令和5.10.1以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

5 納税環境整備

1. 税理士制度の見直し

- (1) 税理士の業務の電子化等の推進
- (2) 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し
- (3) 税務代理の範囲の明確化
- (4) 税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化
- (5) 税理士名簿等の作成方法の明確化
- (6) 税理士試験の受験資格要件の緩和
- (7) 税理士法人制度の見直し
- (8) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等
- (9) 懲戒処分等の除斥期間の創設
- (10) 税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し
- (11) 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備
- (12) 税理士試験受験願書等に関する様式の整備
- (13) その他所要の措置を講ずる。

2. 財産債務調書制度等の見直し

- (1) 財産債務調書の提出義務者を見直し

現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

- (2) 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする）。

- (注) 上記(1)(2)の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用。
- (3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の宥恕措置の見直し
 - (4) 財産債務調書等の記載事項の見直し
 - (5) その他所要の措置を講ずる。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（令和4年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	10.39	12.03	滋賀県	9.83	11.47
青森県	10.03	11.67	京都府	9.95	11.59
岩手県	9.91	11.55	大阪府	10.22	11.86
宮城県	10.18	11.82	兵庫県	10.13	11.77
秋田県	10.27	11.91	奈良県	9.96	11.60
山形県	9.99	11.63	和歌山県	10.18	11.82
福島県	9.65	11.29	鳥取県	9.94	11.58
茨城県	9.77	11.41	鳥根県	10.35	11.99
栃木県	9.90	11.54	岡山県	10.25	11.89
群馬県	9.73	11.37	広島県	10.09	11.73
埼玉県	9.71	11.35	山口県	10.15	11.79
千葉県	9.76	11.40	徳島県	10.43	12.07
東京都	9.81	11.45	香川県	10.34	11.98
神奈川県	9.85	11.49	愛媛県	10.26	11.90
新潟県	9.51	11.15	高知県	10.30	11.94
富山県	9.61	11.25	福岡県	10.21	11.85
石川県	9.89	11.53	佐賀県	11.00	12.64
福井県	9.96	11.60	長崎県	10.47	12.11
山梨県	9.66	11.30	熊本県	10.45	12.09
長野県	9.67	11.31	大分県	10.52	12.16
岐阜県	9.82	11.46	宮崎県	10.14	11.78
静岡県	9.75	11.39	鹿児島県	10.65	12.29
愛知県	9.93	11.57	沖縄県	10.09	11.73
三重県	9.91	11.55			

- * 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.64％）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。